

# 揭示

## 社会福祉法人 阿智村社会福祉協議会

### 女性活躍推進法及び次世代法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人阿智村社会福祉協議会は、職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：男性の両立支援関係休暇等取得を3事例以上、女性の取得を7事例以上とする。

<対策>

- 令和6年4月～ 職員の現在の潜在的なニーズを把握する。  
係長以上を対象とした育児休業制度他、職業生活と家庭生活の両立を支援するための制度等についての研修を定期的に行う。
- 令和6年4月～ 育児休業制度等の利用の該当となる職員に対し、制度の説明、利用意向について確認し、職場の管理者と連携を取りながら職員の業務配分・職場の業務体制について調整を行う。

目標2：全職員の年次有給休暇の取得日数を付与日数の50%以上とする。

<対策>

- 令和6年4月～ 全職員の年次有給休暇取得状況を定期的に管理職が確認を行い、必要に応じて取得調整を行う。

## 阿智村社会福祉協議会就業規則の中の両立支援制度

### ◆出産の為の両立支援制度

- ・ 産前(6週間)・産後(8週間)休業
- ・ 出産手当金(健康保険加入者)休業補償として産前・産後休業中に報酬月額  
3/2の支給有
- ・ 出産育児一時金(健康保険加入者・被扶養配偶者含む) 50万円前後

### ◆育児の為の両立支援

- ・ 育児休業  
子が1歳になるまで夫婦で取得すると1歳2ヶ月まで取得可能。条件が整えば2歳まで延長可能。
- ・ 出生時育児休業(産後8週間の間に4週間)
- ・ 育児短時間勤務制度(1日6時間) 2時間分は無給。子が3歳まで
- ・ 所定外労働の制限 子が3歳まで
- ・ 子の看護休暇 特別休暇(有給) 年間5日  
小学就学前の子を養育する職員  
負傷・疾病の世話・予防接種・健康診断
- ・ 時間外労働の制限(1ヶ月24時間、1年150時間を超えない) 子が小学就学前
- ・ 深夜業の制限 子が小学就学前

### ◆介護の為の両立支援

- ・ 介護休業
- ・ 介護短時間勤務制度(1日6時間) 2時間分は無給
- ・ 所定外労働の制限
- ・ 介護休暇 特別休暇(有給) 年間5日  
要介護状態にある家族の介護(介護認定の有無は関係なし)
- ・ 時間外労働の制限(1ヶ月24時間、1年150時間を超えない)
- ・ 深夜業の制限